

事業シート（概要説明書）

予算事業名	災害対策事業	事業開始年度	平成17年度
上位施策事業名	災害対策事業	担当局・部名	総務部
根拠法令	かすみがうら市地域防災計画	担当課・係名	総務課・防災安全係
事務区分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務	作成責任者	課長 木村正美
事業の必要性・実施の背景	かすみがうら市では、平成19年4月にかすみがうら市地域防災計画を策定し、毎年、防災訓練等を実施しながら災害時の対応や防災意識の高揚を図ってまいりましたが、3月11日の東日本大震災の経験をもとに、防災計画の見直し等を行っていく必要がある。		
目 的 (何をどうするために)	災害に強い街づくりを目指し、防災体制の充実を図り、市民の安全な暮らしを守る。		
目 標 (何がどうなれば達成か)	災害が発生した中で、被災の状況に応じた的確な対応を実施することにより、被災者の安全を確保する。		
対 象 (誰・何を対象に)	市民 対象者数（全住民に対する割合） 43,805 人（ 100 % ）		
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託 又は ☐ 指定管理 （委託先又は指定管理者： ） ☒ 補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕（補助先：自主防災組織 実施主体：5団体 ） ☐ 貸付（貸付先： ） ☐ その他（ ）		
事業概要 事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に 細事業がある場合 は、事業費とともに 記載	災害対策事業は災害発生時に地域住民に対し、必要な情報提供を速やかに行うとともに、危険区域にある住民を安全に避難させ、一時的に被災者の食生活を保護するために備蓄品の充実を図っている。また、これらへの対応を迅速に行うために役務の提供を求めるための相互援助協定の締結を進めている。 【情報提供に関する事業】 - 霞ヶ浦地区に設置済みの防災行政無線屋外子局115基の保守業務を委託している。 - 広報車の整備（計4台） - 霞ヶ浦地区の防災行政無線を全国瞬時情報システムへ対応させた。 【避難所及び備蓄品の充実】 - 備蓄品、備蓄食料につきましては、有事に備え、毎年度補充を行っている。また、災害時には、必要に応じ、災害援助協定等に基づき、市建設業協会等から提供を受ける。 【災害時相互援助協定等】 - 相互援助協定（13市区町村）物資調達・職員派遣 - 応急対策業務協定（市建設業協会）応急対策業務の実施 - 応急対策業務協定（市管工事協同組合）応急対策業務の実施 - 応急対策業務協定（市電設業協会）応急対策業務の実施 - 救援物資提供協定（コカ・コーラボトリング株）飲料水の無償提供・優先的供給 【自主防災組織育成】 - 関連事業 茨城県自主防災組織活動育成事業 - 目的 自主防衛の連帯感のもと、災害被害予防と軽減のための活動を行う。 - 市内5区（逆西・グリーンランド・上高谷・戸崎原・第二千代田南団地） - 補助金額 1組織当たり14,000円（一律）		
関連事業 (同一目的事業等)	防災訓練事業 急傾斜地崩壊対策事業 防災無線整備事業		

事業シート（概要説明書）

予算事業名		災害対策事業						事業開始年度		平成17年度	
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）			
コスト	事業費	需用費	1,752 千円		2,626 千円		1,867 千円		2,124 千円		
		委託料	2,890 千円		6,517 千円		3,328 千円		3,801 千円		
		工事請負費	千円		7,024 千円		千円		千円		
		備品購入費	千円		120 千円		千円		千円		
		その他	1,405 千円		1,255 千円		1,331 千円		2,529 千円		
		事業費合計	6,047 千円		17,542 千円		6,526 千円		8,454 千円		
	人件費	担当正職員	0.6 人	4,909 千円	0.6 人	4,044 千円	0.5 人	3,978 千円	0.5 人	3,182 千円	
		臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
		人件費合計	0.6 人	4,909 千円	0.6 人	4,044 千円	0.5 人	3,978 千円	0.5 人	3,182 千円	
	総事業費		10,956 千円		21,586 千円		10,504 千円		11,636 千円		
財源 内訳	国県支出金	千円		7,024 千円		千円		千円			
		国県支出金の内容		防災情報通信設備整備事業交付金							
	地方債	千円		千円		千円		千円			
	その他特財	千円		千円		千円		千円			
		その他特財の内容									
	一般財源	10,956 千円		14,562 千円		10,504 千円		千円			
財源合計		10,956 千円		21,586 千円		10,504 千円		11,636 千円			
事業実績	活動実績	【活動指標名】				単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		防災無線の保守点検				回	2	2	2		
	効率指標 （事業費/活動指標）	総事業費 ／ 防災無線の保守点検					2,890	3,323	3,801		
事業成果	成果実績 （事業目標達成状況）	【成果指標名】				単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		防災無線の動作不良箇所				箇所	0	1	0		
	成果指標設定理由等										
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		東日本大震災の際には、突然の停電による連絡系統の乱れによる初動態勢の遅れや情報提供の不足、長期にわたる断水への対応など多くの課題が見いだされました。これらを教訓として、防災計画や防災訓練の見直し、「今、災害が発生したら」を念頭にいつでも対応できる体制づくりや千代田地区への情報伝達手段の整備を進めて参りたいと考えます。									
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		県内の自主防災組織設置自治体 ・ 県内全市町村 防災無線屋外子局設置近隣自治体 ・ 土浦市 ・ 石岡市 ・ つくば市 ・ 行方市 ・ 鉾田市 ・ 小美玉市									
特記事項 （事業の沿革等）											

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	災害対策事業		事業開始年度	平成19年度
団体名	逆西区自主防災組織			
団体への支出根拠 （選定経過等、支出先の妥当性）	茨城県平成22年度自主防災組織活動育成事業			
委託料・補助金等の 使途 （平成22年度分） ※委託料は設計ベースのため、前頁の 決算額における委託料と一致しない	委託料・内 補助金等	費目	概要	金額
			防火教室他	14千円
				千円
				千円
				千円
				千円
	委託料・補助金 総額			14千円

※以下、法律で財務情報の公表が義務付けられている団体（出資比率50%以上の団体、社会福祉協議会等）については必須記入。その他、必要と思われる場合に記入。

団体概要										
	資本金	千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員						
	出資比率	%		職員						
団体の収入概要 （平成22年度）	項目		金額		概要（詳細等）					
	国からの財政支出金		千円							
	県からの財政支出金		千円							
	市町村からの財政支出金		千円							
	委託料・指定管理料		千円							
	補助金		千円							
	その他		千円							
	総計		千円							
団体の支出概要 （平成22年度）	項目		金額		概要（詳細等）					
	事業費		千円							
	管理費		千円							
	人件費		千円							
	総計		千円							
利益剰余金 （または繰越欠損金）	平成22年度		千円							

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）										
予算事業名	災害対策事業						事業開始年度		平成19年度	
団体名	グリーンランド区									
団体への支出根拠 （選定経過等、支出先の妥当性）	茨城県平成22年度自主防災組織活動育成事業									
委託料・補助金等の 使途 （平成22年度分） ※委託料は設計ベースのため、前頁の 決算額における委託料と一致しない	委託料・内 補 助 金 等	費目	概要						金額	
			消火訓練						14千円	
									千円	
									千円	
									千円	
									千円	
									千円	
	委託料・補助金 総額									14千円
※以下、法律で財務情報の公表が義務付けられている団体（出資比率50%以上の団体、社会福祉協議会等）については必須記入。その他、必要と思われる場合に記入。										
団体概要										
	資本金	千円	役 職 員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員						
	出資比率	%		職員						
団体の収入概要 （平成22年度）	項目		金額		概要(詳細等)					
	国からの財政支出金		千円							
	県からの財政支出金		千円							
	市町村からの財政支出金		千円							
	委託料・指定管理料		千円							
	補助金		千円							
	その他		千円							
	総計		千円							
団体の支出概要 （平成22年度）	項目		金額		概要(詳細等)					
	事業費		千円							
	管理費		千円							
	人件費		千円							
	総計		千円							
利益剰余金 （または繰越欠損金）	平成22年度		千円							

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	災害対策事業		事業開始年度	平成19年度
団体名	上高谷			
団体への支出根拠 （選定経過等、支出先の妥当性）	茨城県平成22年度自主防災組織活動育成事業			
委託料・補助金等の 用途 （平成22年度分） ※委託料は設計ベースのため、前頁の 決算額における委託料と一致しない	委託料・内 補助金等	費目	概要	金額
			消火訓練	14千円
				千円
				千円
				千円
				千円
	委託料・補助金 総額			14千円

※以下、法律で財務情報の公表が義務付けられている団体（出資比率50%以上の団体、社会福祉協議会等）については必須記入。その他、必要と思われる場合に記入。

団体概要										
	資本金	千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員						
	出資比率	%		職員						
団体の収入概要 (平成22年度)	項目		金額		概要(詳細等)					
	国からの財政支出金		千円							
	県からの財政支出金		千円							
	市町村からの財政支出金		千円							
	委託料・指定管理料		千円							
	補助金		千円							
	その他		千円							
	総計		千円							
団体の支出概要 (平成22年度)	項目		金額		概要(詳細等)					
	事業費		千円							
	管理費		千円							
	人件費		千円							
	総計		千円							
利益剰余金 (または繰越欠損金)	平成22年度		千円							

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	災害対策事業		事業開始年度	平成19年度
団体名	戸崎原自衛消防団			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	茨城県平成22年度自主防災組織活動育成事業			
委託料・補助金等の 用途 (平成22年度分) ※委託料は設計ベースのため、前頁の 決算額における委託料と一致しない	委託 料・内 補 助 金 等	費目	概要	金額
			消火訓練	14千円
				千円
				千円
				千円
				千円
	委託料・補助金 総額			14千円

※以下、法律で財務情報の公表が義務付けられている団体（出資比率50%以上の団体、社会福祉協議会等）については必須記入。その他、必要と思われる場合に記入。

団体概要										
	資本金	千円	役 職 員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員						
	出資比率	%		職員						
団体の収入概要 (平成22年度)	項目		金額		概要(詳細等)					
	国からの財政支出金		千円							
	県からの財政支出金		千円							
	市町村からの財政支出金		千円							
	委託料・指定管理料		千円							
	補助金		千円							
	その他		千円							
	その他		千円							
団体の支出概要 (平成22年度)	項目		金額		概要(詳細等)					
	事業費		千円							
	管理費		千円							
	人件費		千円							
	総計		千円							
利益剰余金 (または繰越欠損金)	平成22年度		千円							

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	災害対策事業		事業開始年度	平成19年度
団体名	第二千代田南団地自主防災隊			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	茨城県平成22年度自主防災組織活動育成事業			
委託料・補助金等の 用途 (平成22年度分) ※委託料は設計ベースのため、前頁の 決算額における委託料と一致しない	委託料・内 補助金等	費目	概要	金額
			消火訓練	14千円
				千円
				千円
				千円
				千円
	委託料・補助金 総額			14千円

※以下、法律で財務情報の公表が義務付けられている団体（出資比率50%以上の団体、社会福祉協議会等）については必須記入。その他、必要と思われる場合に記入。

団体概要										
	資本金	千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員						
	出資比率	%		職員						
団体の収入概要 (平成22年度)	項目		金額		概要(詳細等)					
	国からの財政支出金		千円							
	県からの財政支出金		千円							
	市町村からの財政支出金		千円							
	委託料・指定管理料		千円							
	補助金		千円							
	その他		千円							
	その他		千円							
団体の支出概要 (平成22年度)	項目		金額		概要(詳細等)					
	事業費		千円							
	管理費		千円							
	人件費		千円							
	総計		千円							
利益剰余金 (または繰越欠損金)	平成22年度		千円							

防災基盤整備事業取扱要領

第1 総括的事項

- 1 本事業は、地域における「災害等に強い安心安全なまちづくり」を目指し、住民の安心安全の確保と被害の軽減を図るため、地方公共団体が計画的に実施する防災基盤整備事業を支援することを目的としていることから、積極的に事業の推進を図られたい。
- 2 本事業に係る計画の策定に当たっては、地域防災計画、市町村消防計画と整合性を図るとともに、それぞれの地域における都市構造、気候、地理的要件等を十分に把握・分析するなどし、高い効果が得られるよう、地域特性を考慮するものとする。
- 3 本事業により取得・設置等された施設等については、取得・設置等した後において行政財産として適正に管理していくこと。

第2 対象事業

本事業の対象として、防災基盤整備事業要綱（平成 20 年 4 月 30 日付。以下「要綱」という。）で例示したものを具体的に示すと次のとおりである。

1 消防防災施設整備事業

- (1) 防災拠点施設
- (2) 防災資機材等備蓄施設
- (3) ヘリコプター離着陸場
 - ① ヘリポート
 - ② 飛行場外離着陸場
- (4) 非常用電源
- (5) 消防水利施設
 - ① 防災井戸
 - ② 耐震性貯水槽
 - ③ 防火水槽
- (6) 初期消火資機材
 - ① 小型動力ポンプ
 - ② 小型動力ポンプ付積載車
 - ③ 小型動力ポンプ積載車
- (7) 消防団に整備される施設
 - ① 指揮広報車
 - ② 消防ポンプ自動車
 - ③ 消防団緊急伝達システム
 - ④ 消防団拠点施設
- (8) 消防本部又は消防署に整備される施設
 - ① 指揮車、電源車及び特殊災害対応自動車。
 - ② 消防ポンプ自動車（水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車を含む。）、はしご付消防ポンプ自動車（屈折はしご付消防ポンプ自動車を含む。）、救助工作車及び高規格救急自動車で、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される施設。ただし、離島振興法（昭和 28

年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号) 第 2 条に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 3 号に規定する離島を管轄する市町村が整備する施設にあっては、それぞれの車両ごとに算定された数に 0.8 を乗じて得た数(端数は切捨)を超えて整備される施設。

- (9) 拠点避難地
- (10) 津波避難タワー
- (11) 避難路
- (12) 避難所において防災機能を強化するための施設
- (13) 防災情報通信施設
 - ① 防災行政無線(全国瞬時警報システム(J-ALERT)を含む。)
 - ② 消防通信・指令施設
 - ③ 防災情報システム
 - ④ 震度情報ネットワークシステム 等
- (14) 災害時要援護者緊急通報システム

2 消防広域化対策事業

市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設等。

3 緊急消防援助隊施設整備事業

消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号) 第 45 条第 2 項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設。

第 3 財政措置

要綱第 4 の財政措置のうち、特に推進すべき事業とは、第 2 の 1 の(6)(消防団に整備される施設に限る。)、(7)、(8)の②(高規格救急自動車以外の救急自動車を、救急救命士により運用する高規格救急自動車に更新整備する場合に限る。)、(13)の①(デジタル方式で整備する施設及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)に限る。)、(13)の②(消防救急デジタル無線で原則都道府県域を 1 ブロックとして整備するもの及び高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防の広域化に伴い整備するものに限る。)、及び(13)の④(震度計は、気象庁等設置分に近接しているものを除く。)に掲げる事業とする。

「特別の地方債」の創設

- ◆ 三位一体改革に伴って一般財源化された「消防防災設備整備費補助金」のメニューが対象です。

消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、消防団・自主防災組織の資機材、防災無線 等

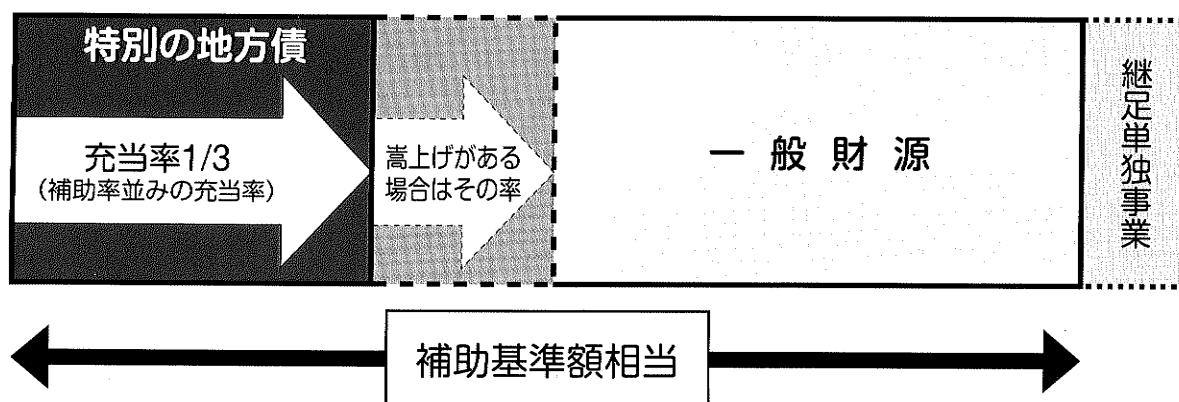
- ◆ 従来の補助金と変わらない地方財政措置が受けられます。

従来の補助金と同額の起債ができ、後年度に発生する元利償還金の全額が地方交付税に算入されます。
地域特例等による補助率の嵩上げも従来どおり適用されます。

- ◆ 補助採択等の国の関与がありません。

国の予算による制約や、補助採択等の国の関与がないので、地方公共団体の裁量が大幅に拡大され、地方分権が進みます。

【財政措置のイメージ】



防災基盤整備事業（防災対策事業債）の拡充

- ◆ 「災害等に強い安心安全なまちづくり」に必要な防災基盤の整備が対象で、平成17年度からは、国民保護のための充実を図っています。

防災拠点施設、初期消火資機材、防災情報通信施設、緊急消防援助隊施設 等

◆ 特に推進すべき事業は、実質45%の交付税措置が受けられます。

消防団関係設備、デジタル防災無線、デジタル消防救急無線、
消防指令センター 等

【財政措置のイメージ】

・ 一般の事業

防災対策事業債 75%	一般財源
(交付税算入率 30%) ※	25%

※交付税措置率22.5%…75% (充当率) × 30% (交付税算入率)

・ 特に推進すべき事業

防災対策事業債 90%	一般財源
(交付税算入率 50%) ※	10%

※交付税措置率45%…90% (充当率) × 50% (交付税算入率)

過疎対策事業債の優先配分

▶ 多くの消防施設の整備については、一般の過疎対策事業に加えて、
過疎対策事業債が優先配分されます。

消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、消防艇、小型動力ポン
プ付積載車、林野火災工作車、石油コンビナート3点セット 等

消防補助金の活用

▶ 耐震性貯水槽や緊急消防援助隊関係設備に対する消防補助金も、
従来どおり活用できます。

※この他、普通交付税、特別交付税及びその他の地方債措置等の有利な制度があ
りますので、詳細は、各都道府県の消防防災主管課にお問い合わせください。

※関係資料は、随時、消防庁のホームページに掲載いたしますのでご確認ください。
消防庁ホームページ: http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/zaisei_info/index.html